

組織目標評価報告書（平成25年度）

部局名：法学部

目 標	目標の達成状況(成果)及び新たに生じた課題への取組 (部局での検証とそれに対する取組)
①教育領域	自己評価
①-1 目標 1)カリキュラムの整備・充実：全学教養教育の改革と並行して、学部教育の充実と開講科目の整理・合理化を旨とし、カリキュラム改革の検討を開始する。また、全学年を通じた少人数・双方向授業の充実のため、26年度実施に向けて「演習Ⅰ」(2年後期2単位)を「演習Ⅰa」(2年前期2単位)と「同Ⅰb」(同後期2単位)に拡充し、実質4単位化のための実施案を作成する。 2)グローバル化・グローバル人材育成事業への対応：学生交流協定校に基づき英国ケント大学に法学部生2名を派遣し、要請があるときはケント大学からも受け入れる。また、台湾高雄大学法学院との間でも学生交流の実現を探る。更に、全学のグローバル人材育成事業に協力し、英語による講義科目の開講可能性を検討する。 3)実践的能力の涵養：法律と政治・政策に関する実践的な力を養うため、弁護士、司法書士を講師に招いて、「法実務入門」、「不動産登記法」を引き続き開講するとともに、地域との連携による教育を模索する。また、法科大学院志望者向けの「司法コース」、その開講科目の充実を検討する。 4)教育の質の向上：学部「教育フォーラム」の開催頻度を増やし、教育の質向上を図るとともに、ピアレビューについてもレビュー週間の新設を検討する。 5)入試改革：27年度実施に向けて、夜間主コースの入試制度を改革する。併せて、AO入試のあり方についても検討する。 6)キャリア支援の強化等：就職希望者の意向を的確に把握し、キャリア開発センターの協力を得て、Gメールにより就職情報をきめ細かく提供していく。就職内定者向けの支援講座の存続または内容充実を検討する。また、新入生の就学に関して理解を得るため、保護者向けの説明会の開催を検討する。	1)カリキュラムの整備・充実 ：専門教育科目に関し、汎用性の高い基本科目に重点を置くカリキュラム編成に切り替えるとの観点から、開講頻度の低いより専門的な科目を授業科目(法学部規程15条関係別表)から削除するなどの整理・合理化を行った。また、少人数・双方向授業の充実に向けて平成26年度から開講する「演習Ⅰa」、「同Ⅰb」(いずれも2年次配当)につき、履修生の募集・所属決定の手続を定め、「同Ⅰa」の所属を決定した。 2)グローバル化・グローバル人材育成事業への対応 ：学生交流協定校英国ケント大学に本学部生2名を派遣し、ケント大学生1名を受け入れた(台湾高雄大学からの受入れは同大学の意向で中止)。また、グローバル人材育成特別コースを本学部生12名が履修、うち4名の海外留学が決定した。更に、3・4年次配当専門科目(2単位)として英語による授業(「International Law in context」)を本学部教員が実施した。 3)実践的能力の涵養 ：現役弁護士による「法実務入門」(1年次配当、2単位)、現役司法書士による「不動産登記法」(3・4年次配当、2単位)を引き続き開講するとともに、授業科目の整理・合理化に伴う「司法コース」(法科大学院進学希望者向けコース)関連科目の整理を行い、履修生を選抜した(定員30名のところ16名)。 4)教育の質の向上 ：2回開催(7月、12月)の教育フォーラムにおいて、学生の時間外学習を一層促進するため、予習時の勉強法の指示、復習を促すためのレポート・小テストの実施、演習の準備を促すリアクション・ペーパーの利用法等に関して、情報交換を行い、最大限講義や演習に採り入れることとした。ピアレビュー週間の新設については、引き続き実施に向けて検討するとともに、本年度は従来型のピアレビューを実施した。 5)入試改革 ：平成27年度入試に向けた改革を行った。まず夜間主では、従来の社会人13名、推薦7名の定員を、社会人3名、社会人以外17名に変更し、後者についてはセンター試験科目を課す一般入試とし、前後期日程それぞれ12名、5名に振り分けることとした。AO入試に関しては、センター試験科目(外国語)の配点比重を高め、合格基準点を設定するなど、合否判定基準に関わる変更を行った。 6)キャリア支援の強化等 ：就職希望者の内定状況を的確に把握するため、指導教員を通じてGメールにより就職内定調査票(「進路連絡票」)を配布し、回収した。また、3・4年次生向けの学部独自の就職説明会を開催したが、本学部生に十分浸透せず、検討の余地を残した。更に、入学式当日、新入生保護者向けの就学・進路等の説明会を開催し、理解を得ることができた。
①-2 目標とする(重要視する)客観的指標 教育課程の内容・構成 単位取得状況 志願倍率 公務員合格者数・法科大学院合格者数	
②研究領域	自己評価
②-1 目標 1)研究フォーラム等の活性化：教員の研究動向の周知を図るとともに、共同研究のシーズを育てていくため、研究フォーラムの開催頻度を高めて活性化し、併せて研究基盤強化フォーラムの活性化も図る。また、公法系教員を中心に近隣地域の研究者で組織する「公法判例研究会」等の研究会活動の充実を図る。 2)研究成果の公表：「法学会雑誌」(岡大法学会)掲載以外の主要な著作物については、研究委員会と情報委員会との共同により、HPなどで公表していく。また、学部発信のメールマガジン「法学部だより」への掲載により、学部関係者等にも広く公表していくことを検討していく。 3)国際学術交流の推進：国際学術交流推進のため、台湾高雄大学法学院と中国北京大学法学院との間で交流してきた実績があり、今年度も引き続き交流を推進し、来たるべき共同研究に向けてその基盤を形成する。また、台湾政治大学との学術交流の検討を進める。 4)地域との連携による実践的研究活動の支援：本学部教員、岡山県国際課・県内市・岡山県国際交流協会の職員からなる岡山県多文化共生政策研究会の活動に対して、支援を強化し、COC事業との接続可能性を探ることとする。	1)研究フォーラム等の活性化 ：本学部研究フォーラムを4回開催し(3月、7月、9月、1月)、共同研究のためのシーズを模索した。この中では、戦略経費報告会と申請のための打合せ、本学部教員による科研申請書の書き方講習会も併せて実施した。また、本学部公法系教員を中心とした研究者による岡山公法判例研究会を開催し(5月、8月、11月、3月)、判例研究の報告とともに大学院生に対する研究指導を行った。 2)研究成果の公表 ：「法学会雑誌」63巻1号、2号(本年度あと2号を発行予定)収録の論文をはじめ、本学部教員の研究成果の一部をHPに掲載したが、すべての研究成果を網羅するまでには至っておらず、引き続き改善を図りたい。また、メールマガジンへの掲載については、内容、形式の両面にわたり検討中である。 3)国際学術交流の推進 ：本年度はドイツ・ベルリン自由大学歴史・文化学部との学術交流(テーマ：「日独両国における戦後政治と市民的権利の比較研究」)に向けて大学機能強化戦略経費申請に備えてきたが、行き違いのため申請時期を逸した結果、予定の交流が行えなかった。ただ、2月同大学のイルメラ・クリシュネレイト教授と面談し、協定締結に向けて交流をはじめることとした。他方、台湾・政治大学および中国・華東政法大学との交流協定締結では、社会文化科学研究科の中的主管部局として、今後の交流推進の基礎を築いた。 4)地域との連携による実践的研究活動の支援 ：多文化共生政策研究会において、県内自治体の災害時における外国人住民への支援に関する政策策定に際して、指導・助言および協働作業を行った(詳しくは③-1参照)。
②-2 目標とする(重要視する)客観的指標 論文・著書等の研究業績 科学研究費補助金受入状況 研究会の実施状況	
③社会貢献(診療を含む)領域	自己評価
③-1 目標 1)地域連携事業の推進：岡山県、県内市等の職員で構成される岡山県多文化共生政策研究会への支援を通じて、県内に居住する外国人の生活支援のための地元自治体が行う施策を支援し、COC事業への展開の可能性を追求する。 2)中高生に対する法教育の普及：「ジュニア・ロー・スクール岡山」をはじめ、県内の中高生を対象とする法教育活動を、岡山弁護士会の協力の下に推進していく。 3)ネットワークアゴラ活動の支援：社会文化科学研究科と連携して、ネットワークアゴラの活動を支援し、各種の地域貢献を実施する。 4)地域住民の生涯学習の支援等：引き続き法学部主催の公開講座を開催し、地域住民の生涯学習ニーズに応える。また、民事系教員を中心に、法務研究科教員との連携の下、「民事法研究会」を通じて、地域の法曹実務家の活動を支援していく。	1)地域連携事業の推進 ：多文化共生政策研究会では、県等の意向で2年をかけて、災害時の外国人住民への支援のあり方を模索するため、定期研究会のほか、今年度は「外国人集住都市会議ながはま」(10月)出席、仙台国際交流協会訪問(1月)、県主催「25年度災害救援専門ボランティア」での通訳等、研究会「災害時多言語支援センターとボランティアの役割」参加、などを行った。また、『多文化共生の潮流』(岡大出版会、2013年)を出版するとともに、これを使用して教養科目「多文化共生社会における法と政治」を担当した。 2)中高生に対する法教育の普及 ：岡山弁護士会との共催で、「ジュニア・ロー・スクール岡山」(11月)を開催し、30人の中高生の参加のほか、高校教員・保護者の見学もあった。弁護士が授業の進行を担当し、21人の本学部生が助言・指導に当たった。また、9月の2日間、本学部ゼミ生が本学部教員指導の下、清心女子中学校における法教育授業の教材を作成し、授業中の指導・助言を行い、1月には本学部教員がはじめ授業教材を作成し、ゼミ生徒とともに同中学校においていじめ授業を実施した。 3)ネットワークアゴラ活動の支援 ：本学と自治体・地域住民が連携する地域創生ネットワークアゴラの運営と活動の一環である「地域と教育」「地域と医療」等の研究・実践に本学部教員・学生が参加した。特に10月の2日間、白石島倉宿にも参加し、「地域おこし、地域と医療」をテーマに地域住民、他大学・他学部生と交流した。 4)地域住民の生涯学習の支援等 ：6月1日から29日までの毎土曜日に、法学部主催の公開講座「くらしの法最前線」を開催し、地域における生涯教育の推進に寄与した(登録者79名、修了者55名)。また、昨年度に引き続き、本学法務研究科教員とともに本学部民事系教員が、県内法曹実務家の活動を支援する理論的・実践的活動である「民事法研究会」を隔月に開催した。
③-2 目標とする(重要視する)客観的指標 地方公共団体等との連携 研究会の実施状況 中高生の参加状況	
【総括記述欄】	
①2月定例教授会に先立ち、「平成25年度コンプライアンス意識啓発e-Learning研修」を使用して研修会を開催し、研究不正の重大性とコンプライアンス周知の徹底を再認識した。同時に、このところの学生の不祥事にかんがみ、学生へのコンプライアンス啓発の周知・徹底を再度確認し、次年度の新入生オリエンテーションや演習等において周知することとした。 ②本学部の研究・教育活動を一般社会・受験生等へ積極的に発信するため、HP、パンフレット、メルマガ等を活用してきているが、HPについてはWEBコンテンツを岡大HPで利用のCMSに移行し、サーバを統括センターのクラウドホスティングサービスに移行する途上であり、不十分な活用に残った。 ③学生のメンタルヘルス面については、今年度は文学部設置の「学生相談ルーム」に便乗させてもらったが、次年度からは文系5学部・大学院での共同設置を予定している。	